

組織改革に関連する法制度の概要及び現状について

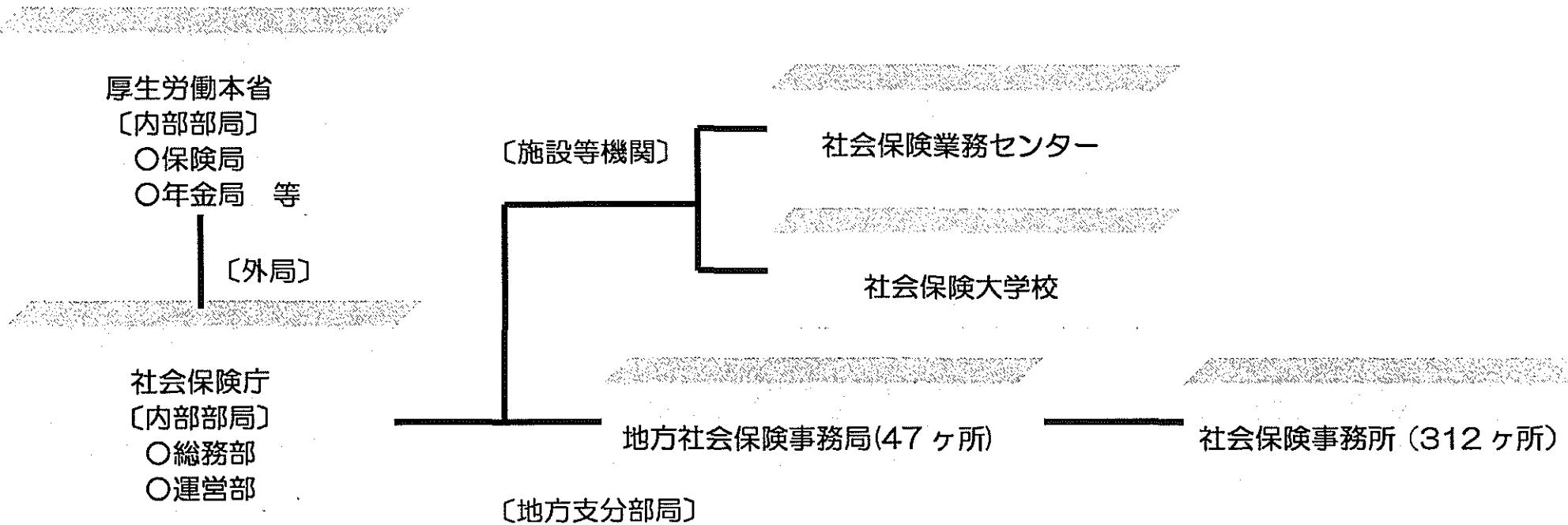
1. 国家行政組織法上の類型

- 内閣の統轄の下に設置される行政機関(内閣府に属するものを除く)については、国家行政組織法に基づき、以下のような類型がある。

国家行政組織法に基づく「国の行政機関」	省	内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関
	委員会 庁	省に外局として置かれる機関
「国の行政機関」に置くことができる機関	審議会等	重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験者等の合議により処理することが適切な事務をつかさどる合議制の機関
	施設等機関	試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設、医療更正施設、矯正収容施設、作業施設
	特別の機関	特に必要がある場合に設置される機関
	地方支分部局	所管に係る実施事務を全国において円滑に実施するため、地域ごとに設置される機関

2. 現行の社会保険庁の位置づけ

- 現行の社会保険庁は、厚生労働省の外局として位置づけられ、社会保険事業の実施事務を担っており、国家行政組織法上、主として政策の実施に係る庁（「実施庁」）として位置づけられている。



3. 「外局」について

○ 各省に設置される「外局」については、以下のように分類される。

外局	委員会		主として政策の実施に関する機能を担う。	事務の性質上、公正中立性や専門技術性等が必要とされるものの実施に当たる組織	公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、船員労働委員会
	庁	実施庁		一定の事務量のまとまりのある組織	公安調査庁、国税庁、社会保険庁、特許庁、海上保安庁、海難審判庁、気象庁
		政策庁	主として政策の企画立案に関する機能を担う。		消防庁、文化庁、中小企業庁、資源エネルギー庁、林野庁、水産庁

○ 国家行政組織法上の「外局の長」の権限について

① 各省大臣と同様、以下の権限を有する。

- ・ その機関の事務を統括し、職員の服務を統督する。(法第 10 条)
- ・ その機関の所掌事務について、公示を必要とする場合には、告示を発することができる。(法第 14 条第 1 項)
- ・ その機関の所掌事務について、命令又は示達するため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。(法第 14 条第 2 項)
- ・ 政策について行政機関相互の調整を図る必要があるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、また、当該関係行政機関の政策に関し意見を述べることができる。(法第 15 条)

② 各省大臣に対し、以下の権限を有する。

- ・ その機関の所掌事務について、主務大臣に対し、案をそなえて、省令を発することを求めることができる。(法第 12 条第 2 項)

4. 「特別の機関」について

- 国家行政組織法第8条の3に規定する「特別の機関」は、特に必要がある場合に省庁に置かれる機関であり、それらの目的、機能、組織形態等は多様なものとなっている。

類 型	名 称
各省横断的な特別の課題に対処するため、関係者により構成される本部機関	地震調査研究推進本部(文部科学省)
各省横断的な特別の課題に対処するため、関係閣僚や学識経験者等で構成される合議制の機関	中央駐留軍関係離職者等対策協議会(厚生労働省) 公害対策会議(環境省)
その他、調査審議、利害調整その他の活動を行う合議制の機関	中央選挙管理会(総務省) 日本学士院(文部科学省) 日本ユネスコ国内委員会(文部科学省) 日本芸術院(文化庁) 太平洋広域漁業調整委員会(水産庁) 日本海・九州西広域漁業調整委員会(水産庁) 瀬戸内海広域漁業調整委員会(水産庁)
まとまりのある実施事務を行う機関	国土地理院(国土交通省) 原子力安全・保安院(資源エネルギー庁)
試験研究機関を統轄する機関又は合議制の機関	農林水産技術会議(農林水産省)
司法機能と関係する機能若しくは準司法的機能又はこれと関係する機能を有するため、高度の独立性を有している機関	検察庁(法務省) 国税不服審判所(国税庁) 海難審判理事所(海難審判庁)
総合的な地方支分部局又はこれに類似する機関	在外公館・日本政府在外事務所(外務省) 小笠原総合事務所(国土交通省)

(注)平成15年3月までは、上記のほか、「造幣局」及び「印刷局」があったが、中央省庁再編に伴い、独立行政法人化された。

- また、行政改革会議最終報告及び中央省庁等改革基本法において、「特別の機関」の在り方については、中央省庁の再編と併せ、それぞれの「特別の機関」について、目的、機能、組織の態様等を個別に検討し、その性格に応じた見直しを行うべきものとされている。

(参考)

●行政改革会議 最終報告(平成9年12月3日) (抄)

Ⅲ 新たな中央省庁の在り方

7 特別の機関

国家行政組織法第8条の3に規定する「特別の機関」とは、審議会等、施設等機関以外の機関で、特に必要がある場合に省庁に置かれる機関をいう。現在これに属する33種類の機関には、目的、機能、組織態様等の面で多種多様なものが混在しており、その見直しに当たっては、それぞれの性格に応じて個別に考える必要がある。(略)

そこで、「特別の機関」の在り方については、中央省庁の再編と併せ、政府において、現存する「特別の機関」についてその目的、機能、組織態様等を個別に検討し、それぞれの性格に応じた見直しを行うべきである。

上記見直しに当たっては、内閣府、現業等他の項で見直しの方針が述べられているものについてはそれによることとするほか、本部、各種会議等については、経年による当該政策課題の重要性の変化等を踏まえて、その必要性を見直す。

●中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号) (抄)

(特別の機関)

第三十一条 政府は、国家行政組織法第八条の三に規定する特別の機関に関し、府省の編成に併せ、その目的、機能、組織の態様等を個別に検討し、各機関の必要性及び在り方について、その性格に応じた見直しを行うものとする。

5. 「外局」・「特別の機関」・「内部部局」の比較

	外局 (国会行政組織法第3条)	特別の機関 (国会行政組織法第8条の3)	内部部局 (国会行政組織法第7条)
国家行政組織法上の位置付け	○内閣の直接の統轄のもとに置かれるのではなく、省に設置される国の行政機関(委員会及び庁)	○国の行政機関に、特に必要がある場合に設置される附属機関(「審議会等」、「施設等機関」と同種のもの)	○省にその所掌事務を遂行するために置かれる内部組織(官房、局及び部)
組織及び組織の長の名称	「●●委員会」・「●●委員会委員長」 「●●庁」・「●●庁長官」	国家行政組織法上の規定なし (機関により多種多様。「院」・「院長」、 「委員会」・「会長」、「局」・「局長」等)	「●●局」・「●●局長」 (「●●局▲▲部」・「●●局▲▲部長」)
大臣との関係	○外局の長が、大臣からの事務委任を受け、当該機関の事務を統括し、職員の服務を統督する。 ○主として政策の実施を担う「実施庁」に対する大臣の監督は、事務の実施基準等の準則・達成目標の策定や実績の評価への限定を基本とする。	○大臣の直接の指揮監督を受ける。	○大臣の直接の指揮監督を受ける。
組織の長の権限	○外局の長は、以下の権限を有する。 ・大臣に対する省令発令要求権 ・独自の告示・規則制定権 ・訓令・通達発出権 ・関係行政機関に対する意見具申権	国家行政組織法上の規定なし (別途、法律上の根拠が必要)	—
職員の任命権者	外局の長	大臣	大臣
附属機関の設置	○「審議会等」「施設等機関」「特別の機関」及び「地方支分部局」の設置が可能	国家行政組織法上の規定なし (設置には、別途、法律上の根拠が必要)	○「審議会等」「施設等機関」「特別の機関」及び「地方支分部局」の設置が可能

<p>政策の企画立案部門と 実施部門の関係</p>	<p>○中央省庁等改革基本法に規定する「政策の企画立案機能と実施機能の分離」という基本方針と整合的である。</p> <p>○本省とは別に、実施部門に適した独自の人事管理及び業務執行体制をとることができる。</p>	<p>○中央省庁等改革基本法に規定する「政策の企画立案機能と実施機能の分離」という基本方針に反するものではない。</p> <p>○本省とは別に、実施部門に適した独自の人事管理及び業務執行体制をとることができる。</p>	<p>○中央省庁等改革基本法に規定する「政策の企画立案機能と実施機能の分離」という基本方針との整合性が問題となる。</p> <p>○仮に、政策の企画立案を担う局の下に、大きいまとまりのある実施事務を担う部を設置した場合、政策立案と実施事務の両方を統括することとなる局長及び統括部門の負担が過重となる。</p> <p>○企画立案部門を主体とする本省の人事管理の下で、実施部門として独自の人事・処遇を行うことが困難となる。</p>
-------------------------------	--	---	---

(参考)

●中央省庁等改革基本法(平成十年法律第百三号)

(中央省庁等改革の基本方針)

第四条 政府は、次に掲げる基本方針に基づき、中央省庁等改革を行うものとする。

一～三 (略)

四 国の行政機関における政策の企画立案に関する機能とその実施に関する機能とを分離することを基本とし、それぞれの機能を高度化するとともに、組織上の分担体制を明らかにし、及びそれらに係る責任の所在を明確化すること。この場合において、政策の企画立案に関する機能を担う組織とその実施に関する機能を担う組織との緊密な連携の確保を図ること。

五～八 (略)

(内部部局及び外局)

第十六条 (略)

2～5 (略)

6 政府は、主として政策の実施に関する機能を担う庁(以下この条において「実施庁」という。)について、次に掲げる方針に従い、その業務の効率化を図るとともに自律性を高めるために必要な措置を講ずるものとする。

一 府省の長の権限のうち、実施庁の所掌する事務に係るもの(当該府省の企画立案に関する事務に密接に関連する権限その他当該府省の長の権限として留保する必要があるものを除く。)を、法律により、当該実施庁の長に委任すること。

二 前号の場合において、府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること。

三 前二号の場合における府省の長の実施庁の業務についての監督は、前号に規定するものの範囲に限定することを基本とすること。

四 実施庁の長において、その内部組織をより弾力的に編成することができる仕組みとすること。

6. 年金運営会議等のイメージ図

＜「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」最終とりまとめ付属資料＞

年金運営会議（意思決定機能）

運営評議会
 ○年金保険料負担者・年金受給者・学識経験者により構成

意見反映

評議会の委員は必要に応じて年金運営会議に出席し、直接意見を述べることができるものとする。

- ※外部専門家
- ・大臣が任命
 - ・常勤又は非常勤
 - ・任期5年程度

新組織の長（議長）

- ・大臣が任命
- ・内部登用を原則とせず、ふさわしい人材を幅広く求める

外部専門家
(学識経験者)

外部専門家
(保険料徴収)

外部専門家
(サービス向上)

外部専門家
(ガバナンス)

執行幹部

各課・室

地方組織

厚生労働大臣
(監査機能)

・制度改正に関する提案・意見聴取

特別監査官
(複数名/民間専門家)

- ・会計監査・業務監査
- ・個人情報管理監査
- ・新組織の長が任命
- ・常勤又は非常勤
- ・任期5年程度

特別監査官補佐
(複数名/民間専門家)

監査担当組織

業務執行機能

7. 現行の社会保険事業運営評議会について

1. 開催目的

社会保険庁の事業内容や業務の実施方法等事業全般について、保険料拠出者や利用者の意見を反映させ、その改善を図ることを目的として、平成16年8月に社会保険庁長官の下に設置。(平成16年9月の第1回会議以降、これまで9回にわたり開催されている。

2. 検討課題

- (1) 政府管掌健康保険、厚生年金保険、国民年金等の社会保険事業が適切に実施されているか
- (2) 被保険者の適用、保険料の徴収、医療・年金の給付等、社会保険事業に係る業務が適切に実施されているか
- (3) その他利用者の視点から見た社会保険事業のあり方等

3. 参集者

◎宮武 剛 (埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉学科教授) (◎ 座長)

- ・井戸 美枝 (社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー)
- ・稲上 毅 (法政大学経営学部教授)
- ・遠賀 庸達 (養玉院如来寺住職)
- ・小澤 良明 (小田原市長)
- ・加納 多恵子 (芦屋市民生児童委員協議会会長)
- ・紀陸 孝 ((社)日本経済団体連合会常務理事)
- ・鈴木 正一郎 (王子製紙株式会社代表取締役社長)
- ・龍井 葉二 (日本労働組合総連合会総合政策局長)